諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:令和5年1月16日(令和5年(行個)諮問第16号)

答申日:令和5年11月6日(令和5年度(行個)答申第106号)

事件名:本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開

示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、令和4年特定月日付けで特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求にかかる、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年9月9日付け東労発総個開第4-463号により東京労働局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむ ね以下のとおりである(審査請求人から意見書が提出されたが、諮問庁の 閲覧に供することは差し支えない旨の意見が付されていないことから、そ の内容は記載しない。)。

請求時,個人情報の関係で名前等は黒ぬりとなると聞いておりましたが, 自分自身のカルテ開示部分にも黒ぬり部分があります。また,電話聴取の 内容は全て黒ぬりとなっており,開示の意味がない状況です。不服請求を するにあたり,情報が必要です。

医師との応答部分も黒ぬりがあり1件ずつ医師を訪ねる事になります。 また、特定の担当者からは折り返しの電話はなく、一体何をお調べいた だいたのかわかりません。

労災申請をするにあたり、被害の程度が中かそれ以上との判断を電話でいただき、情報を詳しく出していただいたら労災認定になり得る案件とのことで申請しております。

この情報聴取のこの開示上の方法ですと誘導も多く、私自身が当初から 障害があったかのような誤解が生じます。私自身は健全であり、証拠に今 も他企業で何の問題もなく働いております。どのようなインタビューを行 ったのか疑問です。

企業側は自分側に不利な回答をすることはありません。

いかにこの時の労働環境が異常であったか、普通の方が見れば明らかなはずです。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書(不開示情報該当性について、法78条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を追加するものであり、下記3(2)アないしウ及び別表において下線部で示す。)によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1)審査請求人は、令和4年7月11日付け(同日受付)で処分庁に対し、 法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和4年10月11日付け(同月17日受付)で本件審査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち一部 を新たに開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当 である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人の労災請求に係る調査結果復命 書文書一式に記録された審査請求人を本人とする個人情報である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法78条2号該当性

- (ア) 文書1の①, 2の①, 3の①, 4の①, 6の①及び6の②の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、署名及び印影等、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、法78条2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。
- (イ) 文書1の②及び4の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容である。これらの情報が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求

人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、法78条 2号本文に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも 該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書1の③,2の②及び3の②の不開示部分は,本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき,主治医が作成した意見書の内容である。これらの情報が開示された場合には,当該医師が不当な干渉を受けることが懸念され,審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから,法78条2号本文に該当し,かつ,同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため,不開示を維持することが妥当である。

イ 法78条3号イ及び口該当性

- (ア) 文書3の③及び6の①の不開示部分は、特定法人の印影である。 印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、 これらの情報が開示された場合には、偽造等により悪用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。
- (イ)文書6の①の不開示部分は、特定事業場に関する情報等であり、 当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報 が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労 災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の 権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることか ら、法78条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とす ることが妥当である。
- (<u>ウ</u>) 文書3の④,6の①及び7の①の不開示部分は,特定法人が一般に公にしていない情報である。これらの情報は,行政機関の要請を受けて,提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって,通例として開示しないこととされているものであることから,法78条3号口に該当するため,不開示を維持することが妥当である。

ウ 法78条7号柱書き該当性

(ア) 文書1の②及び4の②は、特定労働基準監督署の調査官等が本件 労災請求に係る処分を行うに当たり、審査請求人以外の特定個人か ら聴取した内容であり、これらの情報が開示された場合には、審査 請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア (イ)で既に述べたところである。

加えて,これらの情報を開示するとした場合,被聴取者が心理的 に大きな影響を受け,被聴取者自身が把握・認識している事実関係 について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、法人側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1の③,2の②及び3の②の不開示部分は,本件労災請求に係る処分を行う特定労働基準監督署からの要請に基づき,主治医が作成した意見書の内容であり,これらの情報が開示された場合には,審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは,上記ア(ウ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、医師が審査請求人等から不当な干渉を受けることを懸念して事実関係について申述することをちゅうちょし、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書3の④,6の①及び7の①の不開示部分は,特定法人が一般に公にしていない情報であり,行政機関の要請を受けて,提出の有無及びその内容を開示しないとの条件で任意に提供されたものであって,通例として開示しないこととされているものであることは,上記イ(イ)で既に述べたところである。

上記の対象保有個人情報に加えて、文書1の①についても、これらの情報を開示するとした場合には、このことを知った当該法人だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で適確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は、開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条7号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分において不開示とした 部分のうち、別表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げる情報であって、 同表中「法第78条該当号」欄に「新たに開示」と表示した情報については、法78条各号のいずれにも該当しないことから新たに開示し、同表中「不開示を維持する部分等」欄に掲げるその余の情報については、同表中「法第78条該当号」欄に表示する各号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和5年1月16日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月26日 審議

④ 同年9月8日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同年10月2日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 同月18日 審査請求人から意見書を収受

⑦ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、 法78条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして、不開示 とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めて いる。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 開示すべき部分(別表の3欄に掲げる部分)について
 - ア 通番2及び通番11

通番11は、特定事業場関係者からの聴取内容の一部、通番2は、 特定事業場関係者の聴取内容が引用された特定疾病の業務起因性判断 のための調査復命書(以下「調査復命書」という。)における記述で ある。

- (ア) 当該部分のうち、下記 (イ) を除く部分は、審査請求人が特定事業場の社員であったことを踏まえると、審査請求人が知り得る情報であると認められる。
- (イ) 当該部分のうち、上記(ア)を除く部分は、審査請求人について の客観的な事実や審査請求人の申述に関する事実確認についての一 般的な記述であり、これを開示したとしても、特定事業場関係者が

不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該各部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号及び7号柱書きのいずれに も該当せず、開示すべきである。

イ 通番 9 は、特定労働基準監督署の照会に対し特定の健康保険団体が 提供した、審査請求人の診療に関する情報であり、これを開示したと しても、特定団体が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該部分は、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが 当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、これを開 示しても、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行 に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条3号ロ及び7号柱書きのいずれ にも該当せず、開示すべきである。

- ウ 通番12は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料 の一部である。
 - (ア) 通番12(1)は、本件労災請求事案に関し、特定事業場が特定 労働基準監督署に提出した文書である。当該文書は、原処分におい て既に開示されている情報から、審査請求人が知り得る情報又は推 認できる情報であると認められる。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

- (イ) 通番12(2)及び(5)は、本件労災請求事案に対する特定事業場の回答文書である。
 - a 当該部分のうち、下記 b を除く部分は、当該回答文書に記載された表題、日付、事業場名称・所在地・代表者氏名等であり、これらの部分を開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

- b 当該部分のうち、上記 a を除く部分は、当該回答文書に記載された特定事業場における事業の概要、審査請求人の労働条件及び経歴等であり、特定事業場の社員であった審査請求人が知り得る情報又は推認できる情報であると認められる。
- (ウ) 通番12(3)及び(6)は、本件労災請求事案に関し、特定労働基準監督署が特定事業場に対して協力を求める内容が記載されているが、原処分において既に開示されている情報から審査請求人が知り得る情報であり、また、下記キにおいて開示すべきこととしている保有個人情報から、審査請求人が知り得ることになるものと認められる。
- (エ) 通番12(4)は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した 書類の送付状に記載された日付、宛先、事業場名称・所在地、表題 及び事務的な連絡等である。

当該部分のうち、日付、宛先、事業場名称・所在地、表題及び事務的な連絡は、これを開示したとしても、特定事業場が不利益を受けるおそれがあるとは考え難い。

また、当該「事務的な連絡」の内容の一部は、上記(ア)及び(イ)において開示すべきこととしている保有個人情報から、審査請求人が知り得ることになるものと認められる。

(オ) 通番12(7)は、特定事業場における業務内容であり、特定事業場の社員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。上記(イ) bないし(オ)のこれらの部分には、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。また、上記(ア)ないし(オ)のこれらの部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。さらに、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及び口並びに7号 柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番13(1)は、審査請求人が所属していた事業場の組織図及び スタッフ一覧に記載された所属事業場関係者の職名及び氏名であり、 審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番 1 3 (2) は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協 定届(特別条項)に記載された労働者代表の職名、署名及び印影であ る。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるが、当該協定については、労働基準法106条1項により、特定事業場の労働者に対する周知義務があることから、当該部分は、特定事業場の社員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、法78条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、開示すべきである。

カ 通番12(8)は、特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協 定届(特別条項)に押印された特定事業場の事業主の印影である。当 該部分は、上記オと同様の理由により、審査請求人が知り得る情報で あると認められる。

通番12(1)は、本件労災請求事案に関し、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した文書、通番12(2)及び(5)は、本件労災請求事案に対する特定事業場の回答文書であり、当該各文書には、特定事業場の事業主の印影が押印されている。当該各文書に押印された印影は、当該協定の印影と同一であると認められる。

このため、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。また、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。さらに、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報は含まれていない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ並びに7号 柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番14は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料の一部である。これらの資料には、特定事業場の業務概要等や審査請求人の勤怠及び賃金に関する情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

このため、これを開示しても、審査請求人に対して開示しないとの 条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認め られず,労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条3号ロ及び7号柱書きのいずれ にも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法78条2号該当性

通番1①aは、調査復命書に記載された職名及び氏名、通番4及び 通番6は、東京労働局地方労災医員の意見書に記載された審査請求人 以外の関係者の職名及び審査請求人の主治医の意見書に記載された当 該主治医の署名及び印影、通番10は、特定事業場関係者からの聴取 書に記載された氏名・職業・電話番号等、通番13は、特定事業場か ら特定労働基準監督署に提出された資料に記載された審査請求人以外 の関係者の職名、氏名、署名及び印影等である。

当該部分は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分のうち審査請求人の主治医の氏名は、審査請求人が知り得る情報であると認められるが、その署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められず、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法78条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。さらに、これらの部分は個人識別部分であることから、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

- イ 法78条2号,3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性 通番12は,特定事業場から特定労働基準監督署に提出された資料 である。
 - (ア) 当該資料のうち、本件労災請求事案に対する特定事業場の回答文書及び特定事業場が特定労働基準監督署に提出した書類の送付状には、特定事業場の特定部署の電話及びFAX番号が記載されており、当該部分は、一般に公にしていない特定事業場の内部情報であると認められる。これを開示すると、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、同条2号、 3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とする ことが妥当である。 (イ)上記(ア)を除く当該資料は、本件労災請求事案に対する特定事業場の回答及び当該回答に関する添付資料である。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条2号、3号イ及び口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- ウ 法78条2号及び7号柱書き該当性
- (ア) 通番11は、特定事業場関係者からの聴取内容、通番2は、特定 事業場関係者の聴取内容が引用された調査復命書における記述、通 番5及び通番7は、審査請求人の主治医の意見書の記載の一部、通 番3は、同意見書が引用された調査復命書における記述である。

当該部分は、これを開示すると、被聴取者及び医師が不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある。加えて、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあり、開示することにより、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番1①bは、調査復命書の「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄に記載された特定時点における特定事業場社員の職氏名等である。当該部分には、審査請求人が知り得る情報が含まれると認められるものの、被聴取者を示す記号が分かち難く付記されている。

このため、当該部分は、これを開示すると、特定労働基準監督署

が聴取を行った相手方が誰であるかが明らかになり、その調査手法 の一端が明らかとなって、労働基準監督機関が行う労災認定に係る 事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号柱書きに該当し、同条2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

工 法78条3号 / 該当性

通番8は、特定労働基準監督署の照会に対する特定の健康保険団体の回答書に押印された法人の印影である。

当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものと して、これにふさわしい形状のものであると認められる。

このため、当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、不開示とする ことが妥当である。

オ 法78条3号ロ及び7号柱書き該当性

通番14は、特定事業場から特定労働基準監督署に提出された、本 件労災請求事案に対する特定事業場の回答に関する添付資料である。

したがって、当該部分は、上記イ(イ)と同様の理由により、法7 8条7号柱書きに該当し、同条3号口について判断するまでもなく、 不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条2号,3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

		下情報該自任		
		2 原処分における	3 2欄のうち開示すべき	
	び文書	該当箇所	法78条各通	∯ 部分
名	Γ		号該当性	
		① a (職名) 1 頁な	2 号 1	_
1	命書	いし4頁, 33頁,		
		(職名・氏名) 6		
		頁,8頁ないし17 頁,19頁ないし2		
		貝, 19貝ないし2 8頁		
		① b 35頁	2号, 7号	
			注書き	
		② 6頁,8頁ない		6頁「調査結果」欄1行目
			柱書き	1文字目ないし6文字目,
				8頁「調査結果」欄1行目
				ないし2行目
		③ 30頁ないし3		_
L	F 4T 77.	2 頁医師意見	柱書き	
		9 ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	2号 4	_
2	見書	(印影) 5頁, 15 頁, (署名・印影)		
		12頁, (署名) 1		
		4頁		
		② 5頁, 6頁, 1	2号, 7号5	
		2頁, 15頁医師意		
		見		
		① 11頁印影	2号 6	_
3	係資料	② 11頁医師意見		_
			柱書き	
		③ 29頁法人の印 影	3号/ 8	_
		<u>影</u> ④ 48頁,82	2 早 月 7 0	<u></u> 全て
		頁, 87頁, 97		土
		頁,109頁不開示		
		部分		
文書	聴取書	①「氏名・職業・電	2号 10	0 –
4		話番号」欄1頁,9		
		頁, 12頁, 25		
		頁, 28頁, 42		
		頁, 45頁, 50		
		頁,「所属・氏名」		
		欄11頁 ② 1 百 ない 1 5 2		1 1 百 1 0 行 日 1 0 行 日 か
		② I 貝ないし5 2頁聴取内容	2 号, 7 号 1 柱書き	1 1 頁 1 0 行目, 1 8 行目な
		貝唿取鬥谷	仕書る	いし21行目,

				2頁1行目24文字目ない し2行目20文字目, 12頁10行目, 25頁8行目2文字目ない し16文字目,26文字目 ないし最終文字, 28頁10行目1文字目ないし25文字目, 29頁1行目ないし2行目 5文字目, 42頁10行目,45頁1 1行目,50頁10行目
審査請求人提		_	_	
出資料		2号 3号	1 9	(1)1頁(印影を含
提出資	回 頁 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百	<u>イ</u> 及びロ, 7号柱書き		(む) (行行目2目目3しい目く番(5い行字い11目目字行字い1) 2 同文では、文のでは、文のでは、文のでは、文のでは、文のでは、文のでは、文のでは、文

			T	1	
					いし19行目11文字目,
					20行目1文字目ないし1
					1 文字目
					(4) 19頁(電話番号・
					F A X 番号を除く。), 2
					2頁(電話番号・FAX番
					号を除く。),
					(5) 23頁1行目ないし
					8行目(印影を含む。),
					9行目1文字目ないし5文
					字目、10行目1文字目な
					いし2文字目, 11行目1
					文字目ないし2文字目,1
					2行目ないし最終行, 24
					頁ないし26頁項番3
					(1), 35頁,
					(6)36頁1行目ないし 5 年 9 日 9 年 9 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日
					5行目9文字目,6行目な
					いし8行目12文字目,9
					行目1文字目ないし20文
					字目, 11行目1文字目な
					いし19文字目,12行目
					1文字目ないし3文字目,
					14文字目ないし30文字
					目, 13行目ないし14行
					目8文字目,15行目1文
					字目ないし7文字目,16
					行目1文字目ないし10文
					字目, 17行目1文字目な
					いし9文字目, 18行目な
					いし19行目11文字目、
					20行目1文字目ないし1
					1文字目
					1 ステロ (7) 41頁ないし42頁
		◎ (聯友 げみ炊)	0 日	1.0	(8) 43頁印影
		② (職名·氏名等)	2 号	13	(1) 17頁上から3枠目
		17頁, 18頁, 2			職名・氏名、上から4枠目
		0頁, 21頁, 37			の左側の枠の職名・氏名
		頁, (署名・印影)			上から5枠目の左側の枠の
		4 3 頁, (印影) 4			職名、上から7枠目の左側
		9頁, (氏名) 56			の枠の職名・氏名,
		頁ないし64頁			18頁上から3枠目職名・
					氏名,上から4枠目の右側
					の枠の職名・氏名、上から
I	•		•		· ·

									5 枠	: 目 <i>σ</i>	右側		の職	名•
													:目の	
									の枠	, :の聙	· 3名 •	氏名	, 上;	から
									8 枠	目の	右側	の枠	の職	名•
									氏名	,				
									2 0	頁上	から	3 枠	目職	名•
									氏名	, <u></u>	から	4 枠	目職의	名•
									氏名	,上	から	5 枠	目のな	左側
									の枠	:の聙	名・	氏名	, 上	から
													の職	. ,
												の左	側の	枠の
									職名		. ,	-b (\)		- n ⊢
													の1	
													いしゅ	
													1枠	
													段目,	
													作り, :目な)	
											_		左か	
											し4		∠_ /√	٠, ٥
										-			印景	E
		3	2頁,	3 頁,	5	新たに関	開示	_	_	<u> </u>				
		頁,	7頁,	9頁,	1									
		1頁	, 14	頁, 1	. 5									
		頁,	23頁	ないし	3									
			受付印											_
		_				3 号口	•	1 4				頁,	7頁	ない
7						号柱書き	<u> </u>		し2	3 頁	•			
	料②		25頁		6									
			不開示			±r.2) = F	<u>н</u>							
						新たに関	用不	_	_					
			2 3 j 2 7 頁											
			21 し31											
			35											
			39											
			4 3]											
			49頁											
			し65	•										
	•	}- /						•						

(当審査会注)

文書1の①に係る2欄の該当箇所の記載方法は、当審査会事務局において整理した。